

柳瀬ダムただし書き操作要領

国四整河管第22号
令和元年7月3日

柳瀬ダム管理支所

第1章 総則

(通則)

第1条 柳瀬ダムの計画を超える洪水時における操作規則第15条の水位が標高289.2メートル以上にある場合に規定するただし書き操作(以下「ただし書き操作」という。)についてはこの要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一. ただし書き操作開始水位：洪水調節容量の8割に相当する貯水位とし、標高289.2メートルとする。
- 二. 洪水時最高水位：柳瀬ダム操作規則に定める洪水時最高水位とし標高290.0メートルとする。
- 三. 設計最高水位：柳瀬ダム設計最高水位は標高291.0メートルとする。

(局長の承認等)

第3条 所長は、操作規則第15条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を超えること及びその後さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、四国地方整備局長(以下「局長」という。)の承認を受けるものとする。

- 2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して別表-1に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な処置を執るものとする。

別表-1

| 区 分 | 関係機関(放流通知先) | 連絡方法 |
|-------|---------------------------|---------|
| 国土交通省 | 四 国 地 方 整 備 局 | 無 線 電 話 |
| | 徳 島 河 川 国 道 事 務 所 | 〃 |
| 水資源機構 | 池 田 総 合 管 理 所 | 〃 |
| | 新 宮 ダ ム 管 理 所 | 〃 |
| 愛 媛 県 | 四 国 中 央 土 木 事 務 所 | 加 入 電 話 |
| | 銅 山 川 発 電 所 | 〃 |
| 市町村役場 | 四 国 中 央 市 役 所 | 加 入 電 話 |
| | 四 国 中 央 市 役 所 新 宮 総 合 支 所 | 〃 |
| | 四 国 中 央 市 消 防 本 部 | 〃 |
| 警 察 署 | 四 国 中 央 警 察 署 | 加 入 電 話 |
| 放 送 局 | N H K 松 山 中 央 放 送 局 | 加 入 電 話 |

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前条の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、その後さらに洪水時最高水位を超えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行するものとする。

2 所長は、前項の規定によりただし書き操作に移行した場合は、速やかに別表-1に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 貯水位がただし書き操作開始水位を超えて放流量が流入量と等しくなるまでの間は、クレストゲートは別図に定める貯水位に対応した計算式に基づき算出されたゲート開度とすること。

二 前号に規定する時間が経過した時から流入量が計画最大放流量に達したときの放流量に等しくなるまでの間は、原則として貯水位を流入量が放流量と等しくなった時の貯水位に保つよう努めるものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、局長の承認を受けた上で、貯水位を下げるができる。

(ただし書き操作の解除)

第6条 前条に規定する操作を行っている場合において、流入量が最大となった時を経て流入量が計画最大放流量に等しくなった場合には、ただし書き操作を解除し、操作規則第16条に定める「洪水調節の後における水位の低下」へ移行するものとする。

別図 貯水位・ゲート開度対応図

貯水位～ゲート開度対応図

(EL m)

